

恵信サテライトプロジェクト山梨

介護予防・日常生活支援総合事業
第一号通所事業

重要事項説明書

社会福祉法人 恵信福祉会

恵信サテライトロジエ山梨 重要事項説明書

当施設はご利用者に対して介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業（以下「総合事業通所介護サービス」という。）を提供します。センターの概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援1」「要支援2」「事業対象者」と認定された方が対象となります。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人恵信福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 山梨県山梨市南1335番地 |
| (3) 電話番号 | 0553-20-1711 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 杉原 初男 |
| (5) 設立年月日 | 平成15年7月28日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業

※当事業は地域密着型介護老人福祉施設「恵信サテライトロジエ山梨」に併設されています。

- | | |
|---------------|---|
| (2) 事業の名称 | 恵信サテライトロジエ山梨 |
| (3) 事業所の所在地 | 山梨県山梨市落合464番地1 |
| (4) 電話番号 | 0553-39-8380 |
| (5) 管理者氏名 | 成嶋 康彦 |
| (6) 開設年月 | 平成24年3月30日 |
| (7) 利用定員 | 45人(通所介護利用人数含む) |
| (8) 通常実施地域 | 山梨市(旧牧丘町、旧三富村を除く)、笛吹市春日居町全域、笛吹市石和町の市部、上平井、川中島、窪中島、下平井、中川、八田、松本、山崎、四日市場、笛吹市一宮町の一ノ宮、金田、上矢作、北都塚、小城、下矢作、竹原田、田中、坪井、橋立、東原、本都塚、笛吹市御坂町の成田、国衙、甲州市勝沼町、甲府市の川田町、桜井町、横根町、和戸町 |
| (9) 営業日及び営業時間 | 営業日 月曜日～土曜日
受付時間 8時30分～17時30分
サービス提供時間 9時～16時 |

3. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	人員
管理者(兼務)	1名
介護職員	2名以上
生活相談員	1名以上
看護職員	1名以上
機能訓練指導員	1名以上
管理栄養士(兼務)	1名

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。当事業所が提供するサービスについて、(1)利用料金が介護保険から給付される場合、(2)利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付等の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事

当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとつていただくことを原則としています。

昼食 12時00分～13時00分

②入浴

ご利用者の希望により、入浴または清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

契約者または利用者の希望により、利用者の排せつの介助を行います。

④送迎サービス

ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

⑤選択サービス

ご利用者の希望により、運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善のサービスを実施します。

⑥アクティビティ サービス

利用者の希望により、アクティビティ(レクリエーション、創作活動等の機能訓練)サービスを実施します。

〈サービス利用料金(1月あたり)〉

別紙の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付

費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(上記サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。)

(2)介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の提供及び材料費(食費)

ご利用者に提供する食事提供及び材料にかかる費用です。

料金:1回あたり600円

②教養娯楽費

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金:材料代等の実費をいただきます。

③複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

(3)利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求いたしますので、ご指定いただきました金融機関口座よりお引き落としをさせていただきます。

(4)利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

5. 禁止行為について

以下の行為につきましては、ご遠慮下さい。

①決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等

②職員又は他の入所者に対する身体的暴力・精神的暴力・セクシュアルハラスメント

③施設内での金銭及び食物等のやりとり

④職員に対する贈物や飲食のもてなし

⑤その他決められたもの以外の物の持ち込み

6. 事故発生時の対応について

当施設のサービス提供により事故が発生した場合には、速やかにご利用者の状態を確認し、必要な処置や病院への搬送、救急車の要請等を行い、ご利用者の生命、安全を第一に対応致します。また、ご契約者、市町村に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。併せて、事故の状

況および採った処置を記録するとともに、原因の究明と再発防止の検討を行います。

7. 緊急時における対応方法について

当施設は、サービス提供時に、利用者に症状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医又は施設が定めた協力医療機関(加納岩総合病院)や協力歯科医療機関(若月デンタルクリニック)等に連絡をするなどの必要な措置を行います。

8. 非常災害対策について

当施設では、非常災害に備えて必要な設備を設けるとともに、消防や避難に関する計画を作成します。また、少なくとも6か月に1回は避難や救出、その他必要な訓練等を行います。

9. 身体拘束の禁止について

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に契約者及び利用者へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

10. 虐待防止のための対応について

当施設では、虐待の発生またはその再発を防止するため、虐待防止のための指針を整備します。また、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について、職員に周知徹底します。さらに、虐待防止のための研修会担当者を決め、定期的に研修を実施します。

11. 第三者評価について

当施設では、提供するサービスの第三者評価を実施しておりません。

12. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者

[職・氏名] 施設長 成嶋 康彦

○苦情受付窓口(担当者)

[職・氏名] 生活相談員 功刀 春奈

第三者委員 大村 憲一

住所 山梨市下神内川314-1

TEL 0553-22-6596

水上 力

住所 山梨市正徳寺125-1

TEL 0553-22-3628

○受付時間 隨時

(2)行政機関その他苦情受付機関

各市町村の 介護保険担当課			
国民健康保険団体連合会 介護保険相談窓口	所在地	山梨県甲府市蓬沢1-15-35	
	電話番号・FAX	055-223-9201(代)・055-223-2077	
	受付時間	月～金曜日 9時～17時	
山梨県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地	山梨県甲府市北新1-2-12	
	電話番号・FAX	055-254-8610(代)・055-254-8614	
	受付時間	月～金曜日 9時～17時	

令和 年 月 日

総合事業通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

恵信サテライトロジェ山梨

説明者職名 生活相談員 氏名 功刀 春奈 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、総合事業通所介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住所 氏名 印

利用者との続柄

利用者 住所 氏名 印